

## 深谷市規則第 1 1 号

### 深谷市犯罪被害者等支援条例施行規則

#### (趣旨)

第 1 条 この規則は、深谷市犯罪被害者等支援条例（令和 6 年深谷市条例第 2 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 犯罪被害 犯罪行為による死亡又は傷害であつて、被害届が警察に受理されているもの又は被害届を警察に提出することが困難であると市長が認めたものをいう。

(2) 傷害 負傷若しくは疾病が治り、又はその症状が固定する前における当該負傷又は疾病に係る身体の被害であつて、次のいずれにも該当するものをいう。

ア 当該負傷又は疾病の療養の期間が 1 月以上あったこと。

イ 当該負傷又は疾病の療養のために 3 日以上病院に入院することを要したこと（当該疾病が精神疾患である場合にあっては、その症状の程度が 3 日以上労務に服することができない程度であったことその他市長が認める事由に該当すること。）。

(3) 犯罪被害者 犯罪被害を受けた者であつて、当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において市内に住所を有していたものをいう。

#### (遺族見舞金の支給対象)

第 3 条 条例第 8 条第 1 号の遺族見舞金の支給を受けることができる者は、犯罪被害者の死亡の当時において、犯罪行為により死亡した犯罪被害者の第 1 順位遺族（第 3 項の規定による第 1 順位の

遺族をいう。)とする。

2 前項の遺族の範囲は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 犯罪被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者又は当該犯罪被害者とパートナーシップ（深谷市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱（令和4年3月2日決裁）第2条第1号に規定するパートナーシップをいう。以下同じ。）にあった者を含む。）

(2) 犯罪被害者の収入によって生計を維持していた犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

(3) 前号に該当しない犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

3 遺族見舞金の支給を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順序とし、同項第2号及び第3号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

4 第1順位遺族が2人以上あるときは、これらの者は、そのうちの1人を遺族見舞金の申請、請求及び受領についての代表者に選任しなければならない。この場合において、当該代表者に対してした支給は、当該第1順位遺族全員に対してなされたものとみなす。

（傷害見舞金の支給対象）

第4条 条例第8条第2号に規定する傷害見舞金の支給を受けることができる者は、犯罪被害者のうち犯罪行為により傷害を受けた者とする。

（見舞金の支給の制限）

第5条 市長は、次に掲げる場合には、遺族見舞金及び傷害見舞金（以下「見舞金」という。）を支給しない。

(1) 犯罪行為が行われた時において、犯罪被害者又は第1順位遺族（第1順位遺族が2人以上あるときは、そのいずれかの

者。以下この条において同じ。)と加害者との間に次のいずれかに該当する親族関係があったとき。

ア 夫婦(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった場合又はパートナーシップにあった場合を含む。)

イ 直系血族(親子については、縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にあった場合を含む。)

ウ 3親等内の親族(ア又はイに掲げる者を除く。)

(2) 犯罪被害について、犯罪被害者又は第1順位遺族に次のいずれかに該当する行為があったとき。

ア 当該犯罪行為を教唆し、又はほう助する行為

イ 過度の暴行又は脅迫、重大な侮辱等当該犯罪行為を誘発する行為

ウ 当該犯罪行為に関連する著しく不正な行為

(3) 犯罪被害者又は第1順位遺族に次のいずれかに該当する事由があったとき。

ア 当該犯罪行為を容認していたこと。

イ 深谷市暴力団排除条例(平成24年深谷市条例第2号)第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であること。

ウ 当該犯罪行為に対する報復として、加害者又はその親族その他の加害者と密接な関係にある者の生命を害し、又は身体に重大な害を加えたこと。

(4) 前3号に掲げるもののほか、見舞金を支給することが社会通念上適切でない認められるとき。

2 前項の規定にかかわらず、犯罪被害者又は第1順位遺族と加害者との関係その他の事情から判断して、見舞金を支給することが社会通念上適切であると市長が認めるときは、見舞金を支給する。

(遺族見舞金の額の調整)

第6条 傷害見舞金の支給を受けた者が当該傷害見舞金の支給に係る犯罪行為による被害に起因して死亡した場合は、当該傷害見舞金の支給により遺族見舞金の一部が支給されたものとみなす。この場合において、当該死亡した者の遺族に支給される遺族見舞金の額は、条例第8条第1号の遺族見舞金の額から、当該傷害見舞金の額を控除して得た額とする。

(併給調整)

第7条 市長は、犯罪被害により見舞金の支給を受けることができる者が他の地方公共団体における条例又はこの規則と同様の制度による見舞金の支給を受けているときは、当該犯罪被害に対する見舞金の支給は、行わないものとする。

(遺族見舞金の支給申請)

第8条 遺族見舞金の支給を受けようとする第1順位遺族(第1順位遺族が2人以上あるときは、第3条第4項の規定により選任された代表者。以下この条において「遺族見舞金申請者」という。)は、遺族見舞金支給申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 犯罪被害者の死亡診断書、死体検案書その他の当該犯罪被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明する書類
- (2) 犯罪被害者が犯罪被害を受けた当時市内に住所を有していたことを証する住民票の写しその他の証明書
- (3) 遺族見舞金申請者と犯罪被害者との続柄を明らかにすることができる戸籍謄本又は抄本その他の証明書
- (4) 遺族見舞金申請者が犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、犯罪被害者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった場合又は犯罪被害者とパートナーシップにあった場合は、その事実を証明する書類
- (5) 遺族見舞金申請者が配偶者以外の者であるときは、第1順位遺族であることを証明する書類
- (6) 遺族見舞金申請者が第3条第2項第2号に該当する者で

あるときは、犯罪行為が行われた時に犯罪被害者の収入によって生計を維持していた事実を証明する書類

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類  
(傷害見舞金の支給申請)

第9条 傷害見舞金の支給を受けようとする犯罪被害者（以下この条において「傷害見舞金申請者」という。）は、傷害見舞金支給申請書（様式第2号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 傷害を受けた日、治療に要する期間及び傷害の状態に関する医師の診断書その他の書類

(2) 傷害見舞金申請者が犯罪被害を受けた当時市内に住所を有していたことを証する住民票の写しその他の証明書

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類  
(見舞金の支給申請の期限)

第10条 見舞金の支給申請は、当該犯罪行為による死亡若しくは傷害の発生を知った日から2年を経過したとき、又は当該犯罪行為による死亡若しくは傷害が発生した日から7年を経過したときは、することができない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(見舞金の支給決定等)

第11条 市長は、第8条又は第9条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、速やかに見舞金の支給の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定による決定を行ったときは、見舞金（遺族見舞金・傷害見舞金）支給決定通知書（様式第3号）又は見舞金（遺族見舞金・傷害見舞金）不支給決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

(見舞金の請求)

第12条 前条第2項の規定により見舞金の支給の決定を受けた者（以下「受給者」という。）は、その支払を請求しようとする

きは、見舞金（遺族見舞金・傷害見舞金）請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（見舞金の支給決定の取消し等）

第13条 市長は、受給者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、見舞金の支給決定を取り消し、又は既に支給した見舞金の返還を求めるものとする。

（1） 第5条第1項に規定する見舞金の支給の制限に該当することが判明したとき。

（2） 偽りその他不正の手段により見舞金の支給決定又は見舞金の支給を受けたとき。

（3） 前2号に掲げるもののほか、見舞金の支給決定を取り消し、又は既に支給した見舞金の返還を求めることが適当であると市長が認めるとき。

2 市長は、前項の規定により見舞金の支給決定を取り消したときは、見舞金支給決定取消通知書（様式第6号）により通知するものとする。

（報告等）

第14条 市長は、見舞金の支給に関し必要があると認めるときは、受給者その他の関係人及び関係機関に対し、報告を求め、及び調査を行うことができる。

（その他）

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の規定は、この規則の施行の日以後に行われた犯罪行為により死亡した犯罪被害者の遺族又は傷害を受けた犯罪被害者について適用する。

様式第1号（第8条関係）

遺族見舞金支給申請書

年 月 日

深谷市長 宛て

申請者 住所  
氏名  
電話番号  
犯罪被害者との続柄

深谷市犯罪被害者等支援条例施行規則第8条の規定により、次のとおり遺族見舞金の支給を申請します。

犯罪行為が行われた日時		年 月 日 午前・午後 時 分 頃	
犯罪行為が行われた場所			
犯罪被害者	フリガナ		
	氏名		
	生年月日	年 月 日	
	犯罪行為が行われた時の住所	深谷市	
	死亡年月日	年 月 日	
犯罪被害の発生状況			
加害者と犯罪被害者との親族関係の有無（※）		有（ ） ・ 無	
加害者と第1順位遺族との親族関係の有無（※）		有（ ） ・ 無	
死亡前の傷害見舞金の支給の有無		有 ・ 無	
取扱警察署		都・道・府・県 警察署	
他の第1順位遺族	フリガナ 氏名	犯罪被害者 との続柄	住所
備考			

**【同意確認事項】**

- 1 犯罪被害の発生状況等この申請に関して必要な事項について、深谷市長が関係機関等及び医療機関に調査等を実施することに同意します。
- 2 この申請において、第1順位遺族が複数人いるとき、又は遺族見舞金の支給決定を受けた後にこの遺族見舞金を受け取るべき遺族が判明したとき等、他の遺族との調整が必要となる場合は、私の責任において解決します。

年 月 日 氏名

※ 「加害者と犯罪被害者との親族関係の有無」及び「加害者と第1順位遺族との親族関係の有無」の欄について、該当する場合は、それぞれ犯罪被害者又は第1順位遺族から見た続柄を御記入ください。

**【添付書類】**

- 1 犯罪被害者の死亡診断書、死体検案書その他の当該犯罪被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明する書類
- 2 犯罪被害者が犯罪被害を受けた当時市内に住所を有していたことを証する住民票の写しその他の証明書
- 3 遺族見舞金申請者と犯罪被害者との続柄を明らかにすることができる戸籍謄本又は抄本その他の証明書
- 4 遺族見舞金申請者が犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、犯罪被害者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった場合又は犯罪被害者とパートナーシップにあった場合は、その事実を証明する書類
- 5 遺族見舞金申請者が配偶者以外の者であるときは、第1順位遺族であることを証明する書類
- 6 遺族見舞金申請者が第3条第2項第2号に該当する者であるときは、犯罪行為が行われた時に犯罪被害者の収入によって生計を維持していた事実を証明する書類
- 7 その他市長が必要と認める書類 ( )



様式第2号（第9条関係）

傷害見舞金支給申請書

年 月 日

深谷市長 宛て

申請者 住 所  
氏 名  
電話番号

深谷市犯罪被害者等支援条例施行規則第9条の規定により、次のとおり傷害見舞金の支給を申請します。

犯罪行為が行われた日時		年 月 日 午前・午後 時 分 頃
犯罪行為が行われた場所		
犯罪被害者	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	年 月 日
犯罪行為が行われた時の住所		深谷市
犯罪被害の発生状況		
加害者と犯罪被害者との親族関係の有無（※）		有（ ） ・ 無
負傷又は疾病の状態		別添診断書のとおり
取扱警察署		都・道・府・県 警察署
備考		
<p>【同意確認事項】</p> <p>犯罪被害の発生状況等この申請に関する必要な事項について、深谷市長が関係機関等及び医療機関に調査等を実施することに同意します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日 氏名</p>		

※ 「加害者と犯罪被害者との親族関係の有無」の欄について、該当する場合は、犯罪被害者から見た続柄を御記入ください。

【添付書類】

- 1 傷害を受けた日、治療に要する期間及び傷害の状態に関する医師の診断書その他の書類

- 2 傷害見舞金申請者が犯罪被害を受けた当時市内に住所を有していたことを証する住民票の写しその他の証明書
- 3 その他市長が必要と認める書類（ ）

様式第3号（第11条関係）

第 号  
年 月 日

様

深谷市長



見舞金（遺族見舞金・傷害見舞金）支給決定通知書

年 月 日付けで支給の申請がありました見舞金（遺族見舞金・傷害見舞金）については、次のとおり支給することに決定しましたので通知します。

（遺族見舞金・傷害見舞金）の額 円

第 号  
年 月 日

様

深谷市長



見舞金（遺族見舞金・傷害見舞金）不支給決定通知書

年 月 日付けで支給の申請がありました見舞金（遺族見舞金・傷害見舞金）については、次の理由により支給しないことに決定しましたので通知します。

理由

教 示

1 不服の申立てについて

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、深谷市長に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する決定の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、深谷市を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において深谷市を代表する者は、深谷市長です。

ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する決定の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第5号（第12条関係）

見舞金（遺族見舞金・傷害見舞金）請求書

年 月 日

深谷市長 宛て

申請者 住 所  
氏 名  
電話番号

年 月 日付け第 号で支給決定通知を受けた見舞金について、深谷市犯罪被害者等支援条例施行規則第12条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 \_\_\_\_\_ 円

2 振込先

金融機関名	銀行 金庫 農協			支店
預貯金種別	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	口座番号		
フリガナ				
口座名義人				

年 月 日

様

深谷市長



見舞金支給決定取消通知書

年 月 日付け第 号で支給決定しました見舞金（遺族見舞金・傷害見舞金）については、次の理由によりその決定を取り消すこととしましたので通知します。

理由

教 示

1 不服の申立てについて

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、深谷市長に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する決定の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、深谷市を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において深谷市を代表する者は、深谷市長です。

ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する決定の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。